

# 札幌市立百合が原小学校いじめ防止基本方針

## 1 はじめに

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、心の通う対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壌をつくるために、「百合が原小学校いじめ防止基本方針」を策定し、関係者が一体となって継続的な取組を行っていく。

## 2 いじめの定義(いじめ防止対策推進法 第2条より)

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

## 3 基本理念

- (1) 全ての児童が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう学校の内外を問わず、いじめが行われなくなるようにする。
- (2) すべての児童がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにする。また、いじめは、いじめられた児童の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、児童が十分に理解できるようにする。
- (3) いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し学校・地域住民・家庭その他の関係者の下、いじめの問題を克服することを目指す。

## 4 いじめの未然防止に対する取組

- (1) 全校行事(全校朝会など)、学年活動、学級指導など様々な学習の場で、「いじめは決して許さない」ことの理解がなされるよう説諭する。
- (2) 児童の豊かな情操や道徳心、児童の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を育むことを意識し、学習の中で、友だちと関わりながら学ぶ場を意識的に設定したり、異学年交流の活動を設けたりし、仲間との良好なかかわりが積み重ねられ深まっていくよう年間教育課程のもと実施する。
  - ・心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う
  - ・背景にあるストレスなどの要因に着目し、改善を図り、ストレスに適切に対処できる力を育む
  - ・自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくり
  - ・いじめ問題への取組の重要性について認識を広め、地域、家庭と一体となって取組を推進するための普及啓発

## 5 いじめの早期発見に対する取組

- (1) いじめを早期に発見するため、年1回教育委員会による「悩みやいじめに関するアンケート」を実施する  
また、学校評価に係る児童アンケート・保護者アンケートに、いじめに関する項目を盛り込む。
- (2) 教育相談に於いて、いじめを含む人間関係についても相談を行う。また、児童や保護者の必要に応じて随時相談を実施する。
- (3) スクールカウンセラーや特別支援巡回指導員など学校関係者による教育相談についての紹介を学校便りなどで行う。

## 6 いじめの防止等のための組織

### 「いじめ防止対策委員会」（いじめ命の教育特別委員会）

●校長、教頭、教務主任、保健主事、養護教諭、学びの支援教育コーディネーター、各学年担当

事案によって、必要な教職員が加わる場合もある。また、必要に応じて関係機関（スクールカウンセラー、特別支援教育巡回相談員、学校医主任児童委員など）の参加を要請する場合もある。

●いじめの早期発見に関すること。いじめ防止に関すること。いじめ事案に対する対応に関すること。

## 7 重大事案への対処

いじめにより児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合や、いじめにより児童が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合。

- 委員会への報告、対応についての検討を行う。
- いじめ防止対策委員会を中心として、事実確認を明らかにするための調査を実施。  
解決に向けていじめ防止対策委員会を中心とし学校全体で組織的な対応を行う。
- 関係機関（※）と連携をとりながら事案にかかわる児童、保護者へ必要な対応を行う。

（※）児童（生徒）の命や安全を守ることを最優先に、いじめが犯罪行為に相当し得ると考えられる場合には、学校として、警察への相談・通報を行い、適切な援助を求める場合がある。

（参考）

いじめ防止対策推進法 第 23 条第 6 項

学校は、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認めるときは所轄警察署と連携してこれに対処するものとし、当該学校に在籍する児童等の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは直ちに所轄警察署に通報し、適切に、援助を求めなければならない。